

事務局だより

(令和5年4月17日・第49号)

公益社団法人 八千代市シルバー人材センター

八千代市大和田新田 312 番地の 5 福祉センター 1 階

TEL 047-484-4680 FAX 047-484-9544

八千代市シルバー人材センター分室

八千代市大和田新田 312 番地の 46 大和田新田郵便局 2 階

TEL 047-406-5399 FAX 047-409-6530

シルバー人材センター緊急連絡先 090-6176-9495

◆インボイス制度について

現在、皆さんが受け取っている配分金には、その配分金に係る消費税が含まれています。令和5年10月1日からインボイス制度が開始されると配分金に影響があるのか心配する声もお聞きしており、資料を同封しますので確認をお願いします。

◆配分金単価改定のお知らせ

令和5年3月23日の令和4年度第12回理事会において、別紙のとおり令和5年4月1日からの配分金基準単価が決議されましたのでお知らせします。

◆各委員会事務局担当者について

委員会担当職員を下記のとおり変更しましたので、お知らせします。

委員会	旧担当	新担当
総務	服部	服部
広報	安藤	安藤
事業	戸田	三橋
安全・適正就業	大澤	大澤
女性会員	安藤	戸田

◆「三脚・脚立使用作業における安全講習会」を開催しました

当センターとして初めて、三脚・脚立使用作業における安全講習会を、技術技能講習センター株式会社から講師をお呼びし開催しました。当日は、25名の会員の方に参加していただき、まず初めに三脚・脚立使用作業における事故の件数や事故が起きやすい年齢など、データをもとに事故の映像を交えて伺いました。

その後、実際に脚立や三脚を使って、登る際の注意点や軟弱地盤の場合の対応方法などを学んだほか、見積時において現場や作業工程を確認する際のポイントや、事故が起きてしまった場合の対応方法（事前に病院の場所を探しておく）なども学びました。

参加した方からは、「大変勉強になった。定期的な安全講習会を開催して欲しい」という声を多くいただきました。今後も開催して行く予定ですので、今回参加できなかった会員の皆様におかれましては、是非ご参加ください。興味のある方はセンター事務局（484-4680）までお問合せください。



◆桜の置物作成講座を開催しました

令和5年3月29日（水）に、福祉センター1階のほっこり大和田で、シルバーやちよ新春号でもご紹介させていただいた桜の置物作成講座を実施しました。5名の方が参加され、コミュニケーションをとり合いながら鶴を折り、木工用ボンドで木の枝に貼り付ける作業を行いました。

興味のある方はセンター事務局（047-484-4680）までご連絡ください。（担当：安藤）



◆シルバー人材センターPR動画撮影の御礼について

シルバー人材センターで現在、活動内容などを紹介するPR動画を作成しており、間もなく完成する予定です。動画の撮影にご協力くださった皆様方本当にありがとうございました。

◆パート職員が新しく加わりました

令和5年4月1日より、中沢恵美子さんが新たに加わり、派遣就業の仕事をしています。お声をかけさせていただくこともあると思いますのでよろしくお願いします。

◆安全・適正就業委員会より事故のご報告

令和4年8月6日に病院内のトイレ清掃中に掃除機をトイレの便器の上に落としてしまい、ふたにヒビが入るといった事故が発生しました。危ない位置で無理な姿勢での作業は行わないよう、皆さんも十分注意してください。

理事会通信

◆令和4年度第12回理事会 令和5年3月23日

議 案

議案第1号 令和4年度補正予算専決処分の承認について

議案第2号 事務局長の選任について

議案第3号 勘定科目の設定について

議案第4号 令和5年度4月からの配分金基準単価表（案）について

協 議

協議第1号 会費規程の変更について

報 告

報告第1号 令和5年度理事会等開催予定日について

報告第2号 令和5年度入会説明会の担当理事について

報告第3号 2月分事業実施状況について

令和5年10月からインボイス制度が始まります！

配分金には消費税が含まれています

■インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

- 正式には適格請求書等保存方式といいます。インボイスとは事業者間の商取引で、消費税や税額を正確に把握するために発行する請求書等のことです。発行は税務署に申請して登録を受けた適格請求書発行事業者（消費税課税事業者）のみとなります。
- インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者が交付するインボイス等の保存が仕入税額控除の要件となります。

■シルバーの会員と配分金について（現行制度）

- 受託事業（請負・委任業務）で就業するシルバー会員は形式的に個人事業主であり、センターから会員へ支払われる配分金には消費税が含まれています。
- 本来であれば、個人事業主である会員の皆さんも消費税を納税する義務がありますが、現行の制度では年間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税が免除されています。わかりやすく言うと、配分金（課税売上高）が1,000万円を超えないシルバー会員は全員が免税事業者となるため、受け取った配分金に含まれる消費税を納める必要がありません。
- 現在は、課税事業者か免税事業者に関わらず、すべての取引において仕入税額控除が認められており、センターは会員に支払う配分金（消費税含む）に関して、消費税納税の必要がないものとなっています。

■インボイス制度が施行されると

- 令和5年10月1日以降、インボイス制度が導入されると、免税事業者である会員はインボイスを発行できないため、センターは配分金に係る仕入税額控除が出来なくなり、会員に支払う配分金に含まれる消費税相当額（10%）を新たに納税する必要が生じます。現実問題としてセンターの新たな経費負担にどう対応していくのか、現在、県内各センターと情報共有を図り対応を検討しています。今後、全シ協、千葉県連合からの情報提供や具体的な方策等が決まりましたら、会員の皆さんにお知らせいたします。

配分金基準単価表

(単位：円)

職群	仕事の内容	単位	令和5年4月1日～
技術	パソコン支援	1時間あたり	2,276(税込)
技能	植木剪定	3時間まで	4,500(税込)
	植木剪定	3時間以降の1時間あたり	～1,500(税込)
	植木剪定(機械)	1時間あたり	～1,500(税込)
	大工作業	1時間あたり	1,120～(税込)
	塗装作業	1時間あたり	1,120～(税込)
	襖張り(普通片面)	1枚	1,600～(税込)
	襖張り(普通両面)	1枚	2,323～(税込)
	襖張り(天袋片面)	1枚	1,090～(税込)
	障子張り(普通)	1枚	1,500～(税込)
	障子張り(雪見)	1枚	1,500～(税込)
	障子張り(欄間)	1枚	
	網戸張り(普通)	1枚	1,200～(税込)
事務	毛筆賞状(全文書)	1枚	3,188～4,321(税込)
	毛筆賞状(名前書)	1枚	286(税込)
	宛名書(毛筆・住所氏名)	1枚	152～174(税込)
	宛名書(ペン・住所氏名)	1枚	143(税込)
管理	自転車駐車場管理	1時間あたり	984～(税込)
	自転車保管所管理	1時間あたり	984(税込)
	建物等の管理	1時間あたり	984～(税込)
折衝外交	販売、配達等の外務の仕事	1時間あたり	1,020～(税込)
一般	除草作業	3時間まで	3,600(税込)
	除草作業	3時間以降の1時間あたり	～1,200(税込)
	刈払い作業(機械)	1時間あたり	1,324～(税込)
	屋内における清掃等	1時間あたり	984～(税込)
	屋外における清掃等	1時間あたり	984～(税込)
	空家の適正管理(見回り)	1時間あたり	2,100(1時間あたり) (税込)
	植木の水やり	1時間あたり	1,120～(税込)
	チラシ配布	1枚	4～6(税込)
	イベントの手伝い・片づけ	1時間あたり	1,020～(税込)
	カート整理	1時間あたり	984～(税込)
	駅前の自転車整理	1時間あたり	984(税込)
サービス	福祉・家事(掃除、洗濯)、育児	1時間あたり	1,120～(税込)
	家具の移動	1時間あたり	1,120～(税込)